

## 登録票（許可証）書換え交付申請

事 項	登録票（許可証）の記載事項（住所、氏名又は店舗の名称）に変更を生じたとき （奈良市内店舗を除く）			
根拠法令等	令第35条(登録票又は許可証の書換え交付) 規則第11条の2(登録票又は許可証の書換え交付の申請)			
提出書類	1 登録票（許可証）書換え交付申請書 <span style="float: right;">【別記第12号様式】</span> 2 現有の登録票（許可証） 3 登録票（許可証）に誤りがあって申請する場合 その旨を証明する書類 4 住居表示法の変更による登録票（許可証）の所在地の変更に係る場合 市町村の発行する証明書 注）変更届を同時に提出すること。（変更届には変更の内容を証明する 書類が添付されていること。）			
提出先	奈良県薬務課（奈良市以外）	標準処理期間	5日 （閉庁日及び書類補正期間を除く）	
受理機関	知事（薬務課）	提出部数	1部	
手数料 （収入証紙）	2,400円			
	平成10.4.1現在			

< 留意事項 >

1 申請の取扱いについて

毒物劇物販売業登録票の記載事項のうち、店舗の所在地の変更は営業所を移転した場合となるので、新たに登録申請を行う必要がある。従って登録票の書換え交付申請は適用されない。

住居表示法等により、営業所の所在地の地名番地が変更されたときは、書換え交付申請できるので、このような場合はその旨申請書備考欄に記載すること。（住居表示法による地名番地の書換え交付申請の手数料は無料である。）

氏名の変更とは、個人にあっては姓名の変更であり、法人の名称の変更とは商号の変更である。

同時に提出された変更届と相違ないこと。

2 登録票（許可証）の交付について

- ・原則として申請日の1週間後に登録票等（裏面に「前交付年月日」、「書換事項」を付記）を発行しますので、受取印（受領者の個人印で可）を持参のこと。  
なお、登録票等の郵送を希望する場合には、申請時に切手470円分を貼付した角2サイズ（A4サイズの紙を折らずに入れることのできる大きさ）の返信用封筒を提出すること。

3 申請書の記載事項について

記載欄	記載上の注意事項
登録（許可）番号及び登録（許可）年月日	・現有登録票（許可証）の左上に記載の番号、及び下欄の有効期間開始日を記入する。
製造所（営業所、店舗、事業場）の所在地及び名称	・現有登録票（許可証）に記載されている所在地及び名称を記載する。 ただし、名称を変更した場合は、変更後の所在地及び名称を記載する。
変更内容	・現有登録票（許可証）の記載内容から変更を生じた内容について記載する。 なお、変更届による届出がなされていない事項については、別途変更届（変更後31日以上経過したものについては遅延理由書の添付が必要）を提出すること
備考	・住居表示法・市町村合併による、住所、店舗所在地の表記の変更の場合は、手数料を免除するので、その旨を記載すること。
その他	・法人申請にあっては、法人登記印を押印すること。 ・申請時に記載事項を容易に訂正できるよう、申請書の余白に捨印を押印することが望ましい。（捨印がない場合は、全ての訂正箇所を押印が必要。）

4 添付書類について

現行の許可証を紛失した場合は、同時に許可証再交付手続きを行うこと。（手数料4,000円）

5 登録票（許可証）の交付

原則として、申請日の5日後に登録票を発行するので、受取印（受領者の個人印で可）を持参のこと。

なお、登録票の郵送を希望する場合には、申請時に切手470円分を貼付した角2サイズ（A4サイズの紙を折らずに入れることのできる大きさ）の返信用封筒を提出すること。

収 入  
証 紙

別記第 1 2 号様式

登録票（許可証）書換え交付申請書

登録（許可）番号及び 登録（許可）年月日		第 号 平成 年 月 日	
製造所（営業所、店舗、 事業場）の所在地及び 名称			
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		平 成 年 月 日	
備 考			

製造業  
輸 入 業  
毒物劇物一般販売業登録票  
上記により、  
農業用品目販売業  
特定品目販売業  
特定毒物研究者許可証

の書き換え交付を申請します。

平成 年 月 日

住 所  
（法人にあつては、主  
たる事務所の所在地）

氏 名  
（法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名）

印

TEL ( ) -

奈良県知事

殿